

二 船舶の登記（船舶の信託の登記を含む。）

(一) 所有権の保存の登記	船舶の価額	千分の四
(二) 所有権の移転の登記	船舶の価額	千分の四
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	船舶の価額	千分の二十
ロ 遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記	船舶の価額	千分の二十八
ハ その他の原因による移転の登記	船舶の価額	千分の四
(三) 委付の登記	船舶の価額	千分の一・五
(四) 賃借権の設定、転貸又は移転の登記	船舶の価額	千分の四
(五) 抵当権の設定、強制競売若しくは競売に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
(六) 抵当権の移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の一
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
ロ その他の原因による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
(七) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額	千分の二
(八) 抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき千
(九) 賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記	賃借権及び抵当権の件数	一件につき千
(十) 信託の登記	船舶の価額	千分の四
イ 所有権の信託の登記	船舶の価額	千分の四
ロ 所有権以外の権利の信託の登記	船舶の価額	千分の一・五

(一) 所有権の保存の登記	船舶の価額	千分の四
(二) 所有権の移転の登記	船舶の価額	千分の四
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	船舶の価額	千分の二十
ロ 遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記	船舶の価額	千分の二十八
ハ その他の原因による移転の登記	船舶の価額	千分の四
(三) 委付の登記	船舶の価額	千分の一・五
(四) 賃借権の設定、転貸又は移転の登記	船舶の価額	千分の四
(五) 抵当権の設定、強制競売若しくは競売に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
(六) 抵当権の移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の一
イ 相続又は法人の合併による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
ロ その他の原因による移転の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
(六の二) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額	千分の二
(六の三) 抵当権の順位の変更の登記	抵当権の件数	一件につき千
(六の四) 賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記	賃借権及び抵当権の件数	一件につき千
(七) 信託の登記	船舶の価額	千分の四
イ 所有権の信託の登記	船舶の価額	千分の四
ロ 所有権以外の権利の信託の登記	船舶の価額	千分の一・五

<p>イ 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記 ロ その他の仮登記</p> <p>付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち(一)から(四)までに掲げるものを除く。）</p> <p>登記の抹消</p>	<p>船舶の価額 船舶の隻数 船舶の隻数 船舶の隻数</p>	<p>千分の四 一隻につき二千円 一隻につき千円 一隻につき千円</p>
<p>三 航空機の登録</p> <p>(一) 新規登録又は移転登録 (二) 抵当権の設定の登録 (三) 抵当権の移転の登録 (四) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録 (五) 抵当権の順位の変更の登録 (六) 仮登録 イ 所有権の移転の仮登録又は所有権の移転請求権の保全のための仮登録 ロ その他の仮登録 (七) 登録事項の変更の登録</p>	<p>航空機の重量 債権金額又は極度金額 債権金額又は極度金額 一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額 抵当権の件数 航空機の重量 航空機の機数 航空機の機数</p>	<p>一トンにつき三万円 千分の三 千分の一・五 千分の一・五 一件につき千円 一トンにつき一万五千元 一機につき二千円 一機につき六千円</p>

<p>仮登記</p> <p>イ 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記 ロ その他の仮登記</p> <p>付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち(一)から(八)までの登記に該当するものを除く。）</p> <p>登記の抹消</p>	<p>船舶の価額 船舶の隻数 船舶の隻数</p>	<p>千分の四 一隻につき二千円 一隻につき千円</p>
<p>三 航空機の登録</p> <p>(一) 新規登録又は移転登録 (二) 抵当権の設定の登録 (三) 抵当権の移転の登録 (四) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録 (五) 抵当権の順位の変更の登録 (六) 仮登録 イ 所有権の移転の仮登録又は所有権の移転請求権の保全のための仮登録 ロ その他の仮登録 (七) 登録事項の変更の登録</p>	<p>航空機の重量 債権金額又は極度金額 債権金額又は極度金額 一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額 抵当権の件数 航空機の重量 航空機の機数 航空機の機数</p>	<p>一トンにつき三万円 千分の三 千分の一・五 千分の一・五 一件につき千円 一トンにつき一万五千元 一機につき二千円 一機につき六千円</p>

<p>(八) 付記登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。）</p> <p>(九) 登録の抹消</p>	<p>航空機の機数 円 一機につき千</p> <p>航空機の機数 円 一機につき千</p>
<p>四 ダム使用権の登録（ダム使用権の信託の登録を含む。）</p> <p>(一) 設定の登録</p> <p>(二) 移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録</p> <p>(四) 抵当権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録</p> <p>(六) 抵当権の順位の変更の登録</p>	<p>ダム使用権の価額 千分の一</p> <p>ダム使用権の価額 千分の一</p> <p>ダム使用権の価額 千分の五</p> <p>債権金額又は極度金額 千分の四</p> <p>債権金額又は極度金額 千分の一</p> <p>債権金額又は極度金額 千分の二</p> <p>一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額 千分の二</p> <p>抵当権の件数 円 一件につき千</p>

<p>(六) 付記登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までの登録に該当するものを除く。）</p> <p>(七) 登録の抹消</p>	<p>航空機の機数 千円 一機につき千</p> <p>航空機の機数 円 一機につき千</p>
<p>四 ダム使用権の登録（ダム使用権の信託の登録を含む。）</p> <p>(一) 設定の登録</p> <p>(二) 移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録</p> <p>(四) 抵当権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録</p> <p>(六) 抵当権の順位の変更の登録</p>	<p>ダム使用権の価額 千分の一</p> <p>ダム使用権の価額 千分の一</p> <p>ダム使用権の価額 千分の五</p> <p>債権金額又は極度金額 千分の四</p> <p>債権金額又は極度金額 千分の一</p> <p>債権金額又は極度金額 千分の二</p> <p>一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額 千分の二</p> <p>抵当権の件数 円 一件につき千</p>

<p>(七) 信託の登録</p> <p>(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。）</p> <p>(九) 登録の抹消</p>	<p>ダム使用権の価額 千分の一</p> <p>ダム使用権の件数 一件につき千円</p> <p>ダム使用権の件数 一件につき千円</p>
<p>五 工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団又は観光施設財団の登記（これらの財団の信託の登記を含む。）</p>	<p>(一) 所有権の保存の登記 財団の数 一個につき三万円</p> <p>(二) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記 債権金額又は極度金額 千分の二・五</p> <p>(三) 抵当権の移転の登記 債権金額又は極度金額 千分の一・五</p> <p>(四) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記 一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額 千分の一・五</p> <p>(五) 抵当権の順位の変更の登記 抵当権の件数 一件につき六千円</p> <p>(六) 信託の登記 債権金額又は極度金額 千分の一・五</p> <p>(七) 付記登録、仮登録、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若し</p>

<p>(五) 信託の登録</p> <p>(六) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までの登録に該当するものを除く。）</p> <p>(七) 登録の抹消</p>	<p>ダム使用権の価額 千分の一</p> <p>ダム使用権の件数 一件につき千円</p> <p>ダム使用権の件数 一件につき千円</p>
<p>五 工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団又は観光施設財団の登記（これらの財団の信託の登記を含む。）</p>	<p>(一) 所有権の保存の登記 財団の数 一個につき三万円</p> <p>(二) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記 債権金額又は極度金額 千分の二・五</p> <p>(三) 抵当権の移転の登記 債権金額又は極度金額 千分の一・五</p> <p>(四) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記 一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額 千分の一・五</p> <p>(五) 抵当権の順位の変更の登記 抵当権の件数 一件につき六千円</p> <p>(六) 信託の登記 債権金額又は極度金額 千分の一・五</p>

<p>くは変更の登記（これらの登記のうち（一）から（六）までに掲げるものを除く。）</p> <p>（四）登記の抹消</p>	<p>財団の数</p>	<p>一個につき六千円</p>
<p>六 企業担保権の登記（企業担保権の信託の登記を含む。）</p> <p>（一） 企業担保権の設定の登記</p> <p>（二） 企業担保権の移転の登記</p> <p>（三） 企業担保権の順位の変更の登記</p> <p>（四） 信託の登記</p> <p>（五） 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち（一）から（四）までに掲げるものを除く。）</p> <p>（六） 登記の抹消</p>	<p>債権金額 債権金額 企業担保権の件数 債権金額 申請件数</p>	<p>千分の二・五 千分の一・五 一件につき六千円 千分の一・五 一件につき六千円</p>
<p>七 鉄道財団、軌道財団又は運河財団の登記（これらの財団の信託の登記を含む。）</p> <p>（一） 抵当権の設定又は強制競売若しくは強制管理の申立ての登録</p> <p>（二） 抵当権の移転の登録</p> <p>（三） 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録</p> <p>（四） 抵当権の順位の変更の登録</p>	<p>債権金額又は極度金額 債権金額又は極度金額 一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額 抵当権の件数</p>	<p>千分の二・五 千分の一・五 千分の一・五 一件につき六千円</p>

<p>（四） 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち（一）から（三）までの登記に該当するものを除く。）</p> <p>（五） 登記の抹消</p>	<p>財団の数</p>	<p>一個につき六千円</p>
<p>六 企業担保権の登記（企業担保権の信託の登記を含む。）</p> <p>（一） 企業担保権の設定の登記</p> <p>（一）の二 企業担保権の移転の登記</p> <p>（一）の三 企業担保権の順位の変更の登記</p> <p>（二） 信託の登記</p> <p>（三） 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち（一）から（二）までの登記に該当するものを除く。）</p> <p>（四） 登記の抹消</p>	<p>債権金額 債権金額 企業担保権の件数 債権金額 申請件数</p>	<p>千分の二・五 千分の一・五 一件につき六千円 千分の一・五 一件につき六千円</p>
<p>七 鉄道財団、軌道財団又は運河財団の登記（これらの財団の信託の登記を含む。）</p> <p>（一） 抵当権の設定又は強制競売若しくは強制管理の申立ての登録</p> <p>（一）の二 抵当権の移転の登録</p> <p>（一）の三 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録</p>	<p>債権金額又は極度金額 債権金額又は極度金額 一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度</p>	<p>千分の二・五 千分の一・五 千分の一・五</p>

<p>(五) 信託の登録</p> <p>(六) 付記登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。）</p> <p>(七) 登録の抹消</p>	<p>債権金額又は 極度金額 財団の数 一個につき六 千円</p>
<p>八 不動産の抵当権に関する登記又は登録</p>	<p>債権金額又は 極度金額 財団の数 一個につき六 千円</p>
<p>(一) 農業用不動産の抵当権に関する登記</p> <p>イ 抵当権の設定の登記</p> <p>ロ 抵当権の移転の登記</p>	<p>債権金額又は 極度金額 千分の三</p>
<p>ハ 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記</p>	<p>一部譲渡又は 分割後の共有 者の数で極度 金額を除いて 計算した金額 千分の一・五</p>
<p>ニ 抵当権の順位の変更の登記</p>	<p>一件につき千 円</p>
<p>ホ 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうちイからニまでに掲げるものを除く。）</p>	<p>申請件数 一件につき千 円</p>
<p>ヘ 登記の抹消</p>	<p>申請件数 一件につき千 円</p>
<p>(二) 建設機械の抵当権に関する登記</p> <p>イ 抵当権の設定の登記</p> <p>ロ 抵当権の移転の登記</p>	<p>債権金額又は 極度金額 千分の三</p>

<p>(四) 抵当権の順位の変更の登録</p> <p>(一) 信託の登録</p> <p>(二) 附記登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(三)までの登録に該当するものを除く。）</p> <p>(三) 登録の抹消</p>	<p>金額を除いて 計算した金額 抵当権の件数 一件につき六 千円</p>
<p>八 不動産の抵当権に関する登記又は登録</p>	<p>債権金額又は 極度金額 財団の数 一個につき六 千円</p>
<p>(一) 農業用不動産の抵当権に関する登記</p> <p>イ 抵当権の設定の登記</p> <p>ロ 抵当権の移転の登記</p>	<p>債権金額又は 極度金額 千分の三</p>
<p>ハ 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記</p>	<p>一部譲渡又は 分割後の共有 者の数で極度 金額を除いて 計算した金額 千分の一・五</p>
<p>ニ 抵当権の順位の変更の登記</p>	<p>一件につき千 円</p>
<p>ホ 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうちイからニまでの登記に該当するものを除く。）</p>	<p>申請件数 一件につき千 円</p>
<p>ヘ 登記の抹消</p>	<p>申請件数 一件につき千 円</p>

十一 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）	八 債権の譲渡又は質権の設定の登記 申請件数 万五千元 一件につき一 万五千元	九 著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。） 一 著作権の移動の登録 申請件数 万八千元 千分の四	二 著作権を目的とする質権の設定又は 著作権若しくは当該質権の処分の制限 の登録 著作権の件数 一件につき三 千円	三 著作権を目的とする質権の移動の登 録 著作物の数 一個につき九 千円	四 無名著作物又は変名著作物の著作 者の実名登録 著作権の件数 一件につき三 千円	五 信託の登録 著作権の件数 一件又は一個 につき三千円	六 第一発行年月日若しくは第一公表年 月日又は創作年月日の登録 著作権の件数 一件又は一個 につき三千円	七 抹消した登録の回復の登録又は登録 の更正若しくは変更の登録 著作権の件数 一件又は一個 につき千円	八 登録の抹消 著作権の件数 又は著作物の 数 一件又は一個 につき千円
	十 債権の譲渡又は質権の設定の登記 申請件数 万五千元 一件につき一 万五千元 千五百円 一件につき千 円	十一 動産の譲渡又は質権の設定の登記 申請件数 万五千元 一件につき一 万五千元 千五百円 一件につき千 円	十二 著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。） 一 著作権の移動の登録 申請件数 万八千元 千分の四	十三 著作権を目的とする質権の設定又は 著作権若しくは当該質権の処分の制限 の登録 著作権の件数 一件につき三 千円	十四 著作権を目的とする質権の移動の登 録 著作物の数 一個につき九 千円	十五 無名著作物又は変名著作物の著作 者の実名登録 著作権の件数 一件につき三 千円	十六 信託の登録 著作権の件数 一件又は一個 につき三千円	十七 第一発行年月日若しくは第一公表年 月日又は創作年月日の登録 著作権の件数 一件又は一個 につき三千円	十八 抹消した登録の回復の登録又は登録 の更正若しくは変更の登録 著作権の件数 一件又は一個 につき千円

八の二 動産の譲渡又は質権の設定の登記 申請件数 万五千元 一件につき一 万五千元 千五百円 一件につき千 円	九 著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。） 一 著作権の移動の登録 申請件数 万八千元 千分の四	二 著作権を目的とする質権の設定又は 著作権若しくは当該質権の処分の制限 の登録 著作権の件数 一件につき三 千円	三 著作権を目的とする質権の移動の登 録 著作物の数 一個につき九 千円	四 無名著作物又は変名著作物の著作 者の実名登録 著作権の件数 一件につき三 千円	五 信託の登録 著作権の件数 一件又は一個 につき三千円	六 第一発行年月日若しくは第一公表年 月日又は創作年月日の登録 著作権の件数 一件又は一個 につき三千円	七 抹消した登録の回復の登録又は登録 の更正若しくは変更の登録 著作権の件数 一件又は一個 につき千円	八 登録の抹消 著作権の件数 又は著作物の 数 一件又は一個 につき千円	
									十 債権の譲渡又は質権の設定の登記 申請件数 万五千元 一件につき一 万五千元 千五百円 一件につき千 円

十二 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）	(一) 出版権の設定の登録	出版権の件数	一件につき三万円
	(二) 出版権の移転の登録	出版権の件数	一件につき一万八千円
	(三) 出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
	(四) 出版権を目的とする質権の移転の登録	出版権の件数	一件につき三千円
	(五) 信託の登録	出版権の件数	一件につき三千円
	(六) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	出版権の件数	一件につき千円
	(七) 登録の抹消	出版権の件数	一件につき千円
十三 特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）	(一) 著作隣接権の移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき九千円
	(二) 著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
	(三) 著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき三千円
	(四) 信託の登録	著作隣接権の件数	一件につき三千円
	(五) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作隣接権の件数	一件につき千円
	(六) 登録の抹消	著作隣接権の件数	一件につき千円

十 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）	(一) 出版権の設定の登録	出版権の件数	一件につき三万円	
	(二) 出版権の移転の登録	出版権の件数	一件につき一万八千円	
	(三) 出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四	
	(四) 出版権を目的とする質権の移転の登録	出版権の件数	一件につき三千円	
	(五) 信託の登録	出版権の件数	一件につき三千円	
	(六) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	出版権の件数	一件につき千円	
	(七) 登録の抹消	出版権の件数	一件につき千円	
	十の二 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）	(一) 著作隣接権の移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき九千円
		(二) 著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
		(三) 著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき三千円
(四) 信託の登録		著作隣接権の件数	一件につき三千円	
(五) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録		著作隣接権の件数	一件につき千円	

十四	实用新案権の登録（实用新案権の信託の登録を含む。）		
	(一) 实用新案権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	实用新案権の件数 实用新案権の件数 専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき三千円 一件につき九千円 一件につき九千円
	(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数 債権金額	一件につき九千円 千分の四
	(三) 实用新案権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は实用新案権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	实用新案権、専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき五千円
	(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは实用新案権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録	实用新案権、専用実施権又は通常実施権の件数 （以下この号において「实用新案権等」という。）の件数	一件につき三千円 一件につき三千円
	ロ その他の原因による移転の登録	实用新案権等の件数	一件につき千円
	(五) 信託の登録	实用新案権等の件数	一件につき千円
	(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から	实用新案権等の件数	一件につき千円

	回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までの登録に該当するものを除く。）	数	円
	(七) 登録の抹消	特許権等の件数	一件につき千円
	十二 实用新案権の登録（实用新案権の信託の登録を含む。）		
	(一) 实用新案権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	实用新案権の件数 实用新案権の件数 専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき三千円 一件につき九千円 一件につき九千円
	(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき九千円
	(三) 实用新案権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は实用新案権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	实用新案権、専用実施権又は通常実施権の件数 債権金額	一件につき五千円 千分の四
	(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは实用新案権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録	实用新案権、専用実施権又は通常実施権の件数 （以下この号において「实用新案権等」という。）の件数	一件につき三千円 一件につき千円
	ロ その他の原因による移転の登録	实用新案権等の件数	一件につき千円

<p>(七) 登録の抹消 (五) までに掲げるものを除く。)</p>	<p>実用新案権等の の件数</p>	<p>一件につき千 円</p>
<p>十五 意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>	<p>意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>	<p>意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>
<p>(一) 意匠権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録</p>	<p>意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>	<p>意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>
<p>(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録</p>	<p>意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>	<p>意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>
<p>(三) 意匠権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録</p>	<p>意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>	<p>意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>
<p>(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p>	<p>意匠権、専用実施権又は通常実施権(以下この号において「意匠権等」という。)</p>	<p>意匠権、専用実施権又は通常実施権(以下この号において「意匠権等」という。)</p>
<p>ロ その他の原因による移転の登録</p>	<p>意匠権等の件数</p>	<p>一件につき三千円</p>
<p>(五) 信託の登録</p>	<p>意匠権等の件数</p>	<p>一件につき三千円</p>
<p>(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の登録</p>	<p>意匠権等の件数</p>	<p>一件につき千円</p>

<p>(五) 信託の登録</p>	<p>の件数 実用新案権等の件数</p>	<p>千円 一件につき三千円</p>
<p>(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(五)までの登録に該当するものを除く。)</p>	<p>の件数 実用新案権等の件数</p>	<p>円 一件につき千円</p>
<p>(七) 登録の抹消</p>	<p>の件数 実用新案権等の件数</p>	<p>円 一件につき千円</p>
<p>十三 意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>	<p>意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>	<p>意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>
<p>(一) 意匠権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録</p>	<p>意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>	<p>意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>
<p>(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録</p>	<p>意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>	<p>意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含む。)</p>
<p>(三) 意匠権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録</p>	<p>意匠権、専用実施権又は通常実施権(以下この号において「意匠権等」という。)</p>	<p>意匠権、専用実施権又は通常実施権(以下この号において「意匠権等」という。)</p>
<p>(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p>	<p>意匠権、専用実施権又は通常実施権(以下この号において「意匠権等」という。)</p>	<p>意匠権、専用実施権又は通常実施権(以下この号において「意匠権等」という。)</p>
<p>ロ その他の原因による移転の登録</p>	<p>意匠権等の件数</p>	<p>一件につき五千円</p>

<p>十六 商標権の登録（商標権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）</p> <p>(一) 商標権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(二) 専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録</p> <p>(三) 商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分の制限の登録</p> <p>(四) 専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p>	<p>回数</p> <p>意匠権等の件数</p> <p>商標権の件数</p> <p>商標権の件数</p> <p>専用使用権又は通常使用権の件数</p> <p>債権金額</p> <p>商標権、専用使用権又は通常使用権（以下この号において「商標権等」という。）の件数</p> <p>商標権等の件数</p>	<p>円</p> <p>円</p> <p>円</p> <p>千円</p> <p>万円</p> <p>千分の四</p> <p>千円</p> <p>千円</p> <p>千円</p>
--	--	--

<p>十四 商標権の登録（商標権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）</p> <p>(一) 商標権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(二) 専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録</p> <p>(三) 商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分の制限の登録</p> <p>(四) 専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p>	<p>回数</p> <p>意匠権等の件数</p> <p>商標権の件数</p> <p>商標権の件数</p> <p>専用使用権又は通常使用権の件数</p> <p>債権金額</p> <p>商標権、専用使用権等の件数</p>	<p>円</p> <p>円</p> <p>円</p> <p>千円</p> <p>万円</p> <p>千分の四</p> <p>千円</p> <p>千円</p> <p>千円</p>
--	--	--

<p>(五) 信託の登録</p> <p>(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。）</p> <p>(七) 登録の抹消</p>	<p>商標権等の件数</p> <p>商標権等の件数</p> <p>商標権等の件数</p>	<p>一件につき九千円</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p>
<p>十七 回路配置利用権の登録（回路配置利用権の信託の登録を含む。）</p> <p>(一) 回路配置利用権の設定の登録</p> <p>(二) 回路配置利用権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(三) 専利用権又は通常利用権の設定の登録</p> <p>(四) 回路配置利用権、専利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は回路配置利用権、専利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録</p> <p>(五) 専利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは回路配置利用権を目的とする質権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p>	<p>回路配置利用権の件数</p> <p>回路配置利用権の件数</p> <p>回路配置利用権の件数</p> <p>回路配置利用権の件数</p> <p>専利用権又は通常利用権の件数</p> <p>債権金額</p> <p>回路配置利用権、専利用権又は通常利用権（以下こ</p>	<p>一件につき一万八千円</p> <p>一件につき三千円</p> <p>一件につき九千円</p> <p>一件につき九千円</p> <p>千円</p> <p>千分の四</p> <p>一件につき千五百円</p>

<p>登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(五) 信託の登録</p> <p>(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。）</p> <p>(七) 登録の抹消</p>	<p>使用権又は通常使用権（以下この号において「商標権等」という。）の件数</p> <p>商標権等の件数</p> <p>商標権等の件数</p> <p>商標権等の件数</p> <p>商標権等の件数</p>	<p>千円</p> <p>一件につき九千円</p> <p>一件につき九千円</p> <p>一件につき九千円</p> <p>一件につき千円</p>
<p>十四の二 回路配置利用権の登録（回路配置利用権の信託の登録を含む。）</p> <p>(一) 回路配置利用権の設定の登録</p> <p>(二) 回路配置利用権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(三) 専利用権又は通常利用権の設定の登録</p> <p>(四) 回路配置利用権、専利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定</p>	<p>回路配置利用権の件数</p> <p>回路配置利用権の件数</p> <p>回路配置利用権の件数</p> <p>回路配置利用権の件数</p> <p>専利用権又は通常利用権の件数</p> <p>債権金額</p>	<p>一件につき一万八千円</p> <p>一件につき三千円</p> <p>一件につき九千円</p> <p>一件につき九千円</p> <p>千円</p> <p>千分の四</p>

<p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>ハ 信託の登録</p> <p>ニ 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（六）までに掲げるものを除く。）</p> <p>ヘ 登録の抹消</p>	<p>の号において「回路配置利用権等」という。一の件数</p> <p>回路配置利用権等の件数</p> <p>回路配置利用権等の件数</p> <p>回路配置利用権等の件数</p> <p>回路配置利用権等の件数</p>	<p>一件につき三千円</p> <p>一件につき三千円</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p>
<p>十八 育成者権の登録（育成者権の信託の登録を含む。）</p> <p>（一） 育成者権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>（二） 専用利用権又は通常利用権の設定又は保存の登録</p> <p>（三） 育成者権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録</p> <p>（四） 専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の</p>	<p>育成者権の件数</p> <p>育成者権の件数</p> <p>育成者権の件数</p> <p>専用利用権又は通常利用権の件数</p> <p>債権金額</p>	<p>一件につき三千円</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p> <p>千分の四</p> <p>一件につき千円</p>

<p>又は回路配置利用権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録</p> <p>（五） 専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは回路配置利用権を目的とする質権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>（六） 信託の登録</p> <p>（七） 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（六）までに掲げるものを除く。）</p> <p>（八） 登録の抹消</p>	<p>回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権（以下この号において「回路配置利用権等」という。）の件数</p> <p>回路配置利用権等の件数</p> <p>回路配置利用権等の件数</p> <p>回路配置利用権等の件数</p> <p>回路配置利用権等の件数</p>	<p>一件につき五千円</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p>
<p>十四の三 育成者権の登録（育成者権の信託の登録を含む。）</p> <p>（一） 育成者権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p>	<p>育成者権の件数</p> <p>育成者権の件数</p> <p>育成者権の件数</p>	<p>一件につき三千円</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p>

<p>登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>五 信託の登録</p> <p>六 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち一から五までに掲げるものを除く。）</p> <p>七 登録の抹消</p>	<p>利用権又は通常利用権（以下この号において「育成者権等」という。）の件数</p> <p>育成者権等の件数</p> <p>育成者権等の件数</p> <p>育成者権等の件数</p>	<p>五百円</p> <p>一件につき三千円</p> <p>一件につき三千円</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p>
<p>十九 鉱業権又は租鉱権（砂鉱を目的とするものを除く。以下この号において同じ。）の登録（鉱業権又は租鉱権の信託の登録を含む。）</p> <p>一 試掘権の設定の登録</p> <p>二 鉱区の増減による試掘権の変更の登録</p> <p>イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録</p> <p>ロ 鉱区の減少による変更の登録</p> <p>三 試掘権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p>	<p>鉱区の数</p> <p>鉱区の数</p> <p>鉱区の数</p> <p>鉱区の数</p> <p>鉱区の数</p>	<p>一個につき九万円</p> <p>一個につき四万五千円</p> <p>一個につき六千円</p> <p>一個につき九千円</p> <p>一個につき四万五千円</p>

<p>二 専用利用権又は通常利用権の設定又は保存の登録</p> <p>三 育成者権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分制限の登録</p> <p>四 専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>五 信託の登録</p> <p>六 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち一から五までの登録に該当するものを除く。）</p> <p>七 登録の抹消</p>	<p>専用利用権又は通常利用権の件数</p> <p>債権金額</p> <p>育成者権等の件数</p> <p>育成者権等の件数</p> <p>育成者権等の件数</p> <p>育成者権等の件数</p>	<p>一件につき九千円</p> <p>千分の四</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p>
<p>十五 鉱業権又は租鉱権（砂鉱を目的とするものを除く。以下この号において同じ。）の登録（鉱業権又は租鉱権の信託の登録を含む。）</p> <p>一 試掘権の設定の登録</p>	<p>鉱区の数</p>	<p>一個につき九万円</p>

四	放棄による試掘権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき三 千円
五	採掘権の設定の登録	鉱区の数	一個につき十 八万円
六	鉱区の増減、合併又は分割による採掘権の変更の登録	鉱区の数	一個につき九 万円
イ	鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき一 万二千円
ロ	鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき一 万二千円
ハ	鉱区の合併による変更の登録	合併後の鉱区 の数	一個につき四 万五千円
ニ	鉱区の分割による変更の登録	分割後の鉱区 の数	一個につき四 万五千円
七	採掘権の移転の登録	鉱区の数	一個につき一 万八千円
イ	相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき九 万円
ロ	その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき三 千円
八	放棄による採掘権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき一 万八千円
九	租鉱権の設定の登録	鉱区の数	一個につき一 万八千円
十	租鉱権の増減による租鉱権の変更の登録	租鉱区の数	一個につき六 千円
イ	租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき千 二百円
ロ	租鉱区の減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき千 二百円
十一	租鉱権の移転の登録	租鉱区の数	一個につき千 八百円
イ	相続又は法人の合併による移転の登録	租鉱区の数	一個につき九 千円
ロ	その他の原因による移転の登録	租鉱区の数	一個につき九 千円

二	鉱区の増減による試掘権の変更の登録	鉱区の数	一個につき四 万円
イ	鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき四 万円
ロ	鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき六 千円
三	試掘権の移転の登録	鉱区の数	一個につき九 千円
イ	相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき九 千円
ロ	その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき四 万五千円
四	放棄による試掘権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき三 千円
五	採掘権の設定の登録	鉱区の数	一個につき十 八万円
六	鉱区の増減、合併又は分割による採掘権の変更の登録	鉱区の数	一個につき九 万円
イ	鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき一 万二千円
ロ	鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき一 万二千円
ハ	鉱区の合併による変更の登録	合併後の鉱区 の数	一個につき四 万五千円
ニ	鉱区の分割による変更の登録	分割後の鉱区 の数	一個につき四 万五千円
七	採掘権の移転の登録	鉱区の数	一個につき一 万八千円
イ	相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき九 万円
ロ	その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき三 千円
八	放棄による採掘権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき三 千円

(㉔) 存続期間の満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の数	千円
(㉕) 抵当権の設定又は鉱業権若しくは抵当権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
(㉖) 鉱業法第五十一条(鉱区の分割及び合併)についての抵当権者の承諾及び協定)の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	鉱区の数	一個につき三千円
(㉗) 順位の変更による抵当権の変更の登録(㉗に掲げる登録を除く。)	鉱区の数	一個につき六千円
(㉘) 抵当権の移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき九千円
ロ その他の原因による移転の登録	抵当権の件数	一件につき九千円
(㉙) 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき九千円
(㉚) 信託の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき九千円
(㉛) 共同鉱業権者又は共同租鉱権者の脱退の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき四千五百円
(㉜) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(㉜)から(㉞)までに掲げるものを除く。)	鉱区又は租鉱区の数	一個につき九千円
(㉝) 登録の抹消	鉱区又は租鉱区の数	一個につき九千円

二十 砂鉱権(砂鉱を目的とする鉱業権をいう。以下この号において同じ)又は租鉱権(砂鉱に係るものに限る。以下この号において同じ)の登録(砂鉱権又は租鉱権の信託の登録を含む。)

(九) 租鉱権の設定の登録	鉱区の数	一個につき一万八千円
(十) 租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録	租鉱区の数	一個につき六千円
イ 租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき九千円
ロ 租鉱区の減少による変更の登録	租鉱区の数	二百円
(十一) 租鉱権の移転の登録	租鉱区の数	一個につき八千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	租鉱区の数	一個につき九千円
ロ その他の原因による移転の登録	租鉱区の数	一個につき九千円
(十二) 存続期間の満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の数	一個につき九千円
(十三) 抵当権の設定又は鉱業権若しくは抵当権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
(十四) 鉱業法第五十一条(鉱区の分割及び合併)についての抵当権者の承諾及び協定)の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	鉱区の数	一個につき九千円
(十五) 順位の変更による抵当権の変更の登録(十五)の登録に該当するものを除く。)	鉱区の数	一個につき六千円
(十六) 抵当権の移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき九千円
ロ その他の原因による移転の登録	抵当権の件数	一件につき九千円
(十七) 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき九千円
(十八) 信託の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき九千円

(一) 砂鉱権の設定の登録	鉱区の面積	十平方メートルにつき四 千五百円
(二) 鉱区の増減、合併又は分割による砂 鉱権の変更の登録	増加した鉱区 の面積	十平方メートル につき三 千円
イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減 少による変更の登録		
ロ 鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき千 円
ハ 鉱区の合併による変更の登録	合併後の鉱区 の数	一個につき二 千円
ニ 鉱区の分割による変更の登録	分割後の鉱区 の数	一個につき二 千円
(三) 砂鉱権の移転の登録	鉱区の数	一個につき四 千五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の 登録		
ロ その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき一 万三千五百円
四 放棄による砂鉱権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき千 円
(五) 租鉱権の設定の登録	租鉱区的面積	十平方メートル トルにつき四 百五十円
(六) 租鉱区を増減による租鉱権の変更の 登録	増加した租鉱 区的面積	十平方メートル トルにつき三 百円
イ 租鉱区の増加又は租鉱区の増加及 び減少による変更の登録		
ロ 租鉱区の減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき千 円
(七) 租鉱権の移転の登録	租鉱区の数	一個につき千 五百円

(六) 共同鉱業権者又は共同租鉱権者の脱 退の登録	鉱区又は租鉱 区の数	一個につき四 千五百円
(六) 附記登録、仮登録、抹消した登録の 回復の登録又は登録の更正若しくは変 更の登録（これらの登録のうち(一)から (六)までの登録に該当するものを除く。）	鉱区又は租鉱 区の数	一個につき千 円
(七) 登録の抹消	鉱区又は租鉱 区の数	一個につき千 円
十六 砂鉱権（砂鉱を目的とする鉱業権をいう。以下この号において同じ。） 又は租鉱権（砂鉱に係るものに限る。以下この号において同じ。） の登録（砂鉱権又は租鉱権の信託の登録を含む。）		
(一) 砂鉱権の設定の登録	鉱区的面積	十平方メートル トルにつき四 千五百円
(二) 鉱区の増減、合併又は分割による砂 鉱権の変更の登録	増加した鉱区 の面積	十平方メートル トルにつき三 千円
イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減 少による変更の登録		
ロ 鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき千 円
ハ 鉱区の合併による変更の登録	合併後の鉱区 の数	一個につき二 千円
ニ 鉱区の分割による変更の登録	分割後の鉱区 の数	一個につき二 千円
(三) 砂鉱権の移転の登録	鉱区の数	一個につき四 千五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の 登録		
ロ その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき一 万三千五百円

(一) 新規登録	二十一 鉱業法第一百四十四条第二項（予定された損害賠償額の登録）の規定による登録	(八) 存続期間満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の数	一個につき千円
		(九) 抵当権の設定又は砂鉱権若しくは抵当権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
		(十) 鉱業法第五十一条（鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定）の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	鉱区の数	一個につき三千円
		(十一) 順位の変更による抵当権の変更の登録（(十)に掲げる登録を除く。）	鉱区の数	一個につき六千円
		(十二) 抵当権の移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円
		(十三) 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき九千円
		(十四) その他の原因による移転の登録	抵当権の件数	一件につき千円
		(十五) 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
		(十六) 信託の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき四千五百円
		(十七) 共同砂鉱権者又は共同租鉱権者の脱退の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき四千五百円
		(十八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(十五)までに掲げるものを除く。）	鉱区又は租鉱区の数 登録の抹消	一個につき千円 一個につき千円
損害賠償の支				千分の一

		(四) 放棄による砂鉱権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき千円
		(五) 租鉱権の設定の登録	租鉱区の面積	十平方メートルにつき四百五十円
		(六) 租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録	増加した租鉱区的面積	十平方メートルにつき三百円
		(七) 租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき千円
		(八) 租鉱区の減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき千円
		(九) 租鉱権の移転の登録	租鉱区の数	一個につき千五百円
		(十) 存続期間満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の数	一個につき千円
		(十一) 抵当権の設定又は砂鉱権若しくは抵当権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
		(十二) 鉱業法第五十一条（鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定）の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	鉱区の数	一個につき三千円
		(十三) 順位の変更による抵当権の変更の登録（(十二)の登録に該当するものを除く。）	鉱区の数	一個につき六千円
		(十四) 抵当権の移転の登録	鉱区の数	一個につき四千五百円
		(十五) 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき九千円
		(十六) その他の原因による移転の登録	抵当権の件数 登録	一件につき千円 一件につき千円
		(十七) 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
		(十八) 信託の登録	鉱区又は租鉱区の数	一個につき四千五百円